

11. く ん 蒸 作 業 料

平成 25 年 4 月 1 日実施
九州植物防疫事業協同組合
TEL:093-332-3344

1 穀類及び生植物のメチルブロマイドくん蒸料（基準料金）

(1) 倉庫くん蒸

ア 作業料

最低料金は1倉庫につき 50,000 円とする。

液体青酸くん蒸及び燐化アルミくん蒸については別途打合せの上、その都度決定する。

イ 薬品代 時 価

(2) サイロくん蒸

ア 作業料

最低料金は1本につき 50,000 円とする。

イ 薬品代 時 価

2 木材のメチルブロマイドくん蒸料（基準料金）（平成25年4月1日実施）

(1) 天幕くん蒸

木材積 1 石につき（薬品代共）150 円

小口くん蒸（1山）最低料金 170,000 円以上申し受けます。

ソ連及びシーリング等、小経木については、1石につき 40%増し料金を申し受けます。

(2) 本船くん蒸（薬品代共）

本船の内容量 (m ³)	単 位	料 金
15,000 未満	1 立方メートルにつき	140 円
15,000~25,000 未満	〃	130 円
25,000 以上	〃	120 円

16 時間くん蒸については、別途1立方メートルにつき 40 円増
通船料は実費申し受けます。

(3) 青酸ガスくん蒸消毒作業料金

平成 12 年 4 月 1 日実施
日本船舶航空防疫協会
TEL 03-3735-0190

1. 標準料金

容 積 (C/M)	標準料金 (円)	
1,500 未満	135,000	
1,500 以上	2,000 "	150,000
2,000 "	2,500 "	165,000
2,500 "	3,000 "	185,000
3,000 "	4,000 "	205,000
4,000 "	5,000 "	230,000
5,000 "	6,000 "	250,000
6,000 "	8,000 "	280,000
8,000 "	10,000 "	310,000
10,000 "	12,000 "	340,000
12,000 "	14,000 "	370,000
14,000 "	17,000 "	400,000
17,000 "	20,000 "	430,000
20,000 "	25,000 "	480,000
25,000 "	30,000 "	520,000
30,000 "	35,000 "	575,000
35,000 "	40,000 "	635,000
40,000 "	50,000 "	690,000
50,000 "		その都度協定

2. 付帯料金

- (1) 標準料金は薬品代を含みません。
- (2) 青酸ガスボンベの場合、高圧ガス扱いとなりますので、運搬費は別途実費を申し受けます。
- (3) 薬価（青酸ガス）は全て輸入品のため、その都度お見積もり致します。
- (4) 作業連絡用、警戒用舷側ボート等通船料は船主のご負担となります。
- (5) 検疫所申請に必要な収入印紙代は次頁の通りです。但し検疫官出張の場合は旅費、日当が加算されます。

総 屯 数	衛生検査料		証明書料
	500屯まで	15,300円	一枚につき 830円
〃	1,000	〃	22,900
〃	5,000	〃	25,400
〃	10,000	〃	27,900
〃	50,000	〃	32,900
〃	50,000屯を超過するとき		37,900

3. 割増料金

- (1) 特殊船(タンカー、鉱石船、漁業用母船、冷凍運搬船、客船、訓練船、部分くん蒸船等)については標準料金の5割～10割増となります。
- (2) 宿泊を要する出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬費等実費の他、標準料金の3割～5割増とし、宿泊を要さない出張作業については標準料金の2割増となります。
- (3) 雨、荒天作業は標準料金の5割増、並びに地域によっては、冬季割増を申し受けます。
- (4) 休日祭日作業は標準料金の5割増、半夜及び徹夜作業はその程度により、それぞれ標準料金の5割～12割の割増料金を申し受けます。

4. その他の料金

- (1) 待機料金
本船の都合により作業開始が遅延した場合は下記により待機料金を申し受けます。
1口1時間につき……………10,000円
- (2) 取消料金
諸準備完了後の作業取消については取消料金として標準料金の3割を申し受けます。
- (3) 待機中、天候その他の事由により手配を解除し、又は作業日を変更した場合は1口につき30,000円を申し受けます。

備 考

- (1) 割増が重複する場合は標準料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (2) 小型船舶(漁船)については別途お見積り申し受けます。
- (3) 半夜作業は17時から21時まで、徹夜作業は21時から翌日の5時までとします。
- (4) 待機時間はあらかじめ決められた乗船又は投薬時刻の遅延をもって算出致します。

(4) 駆除・免除検査に関する料金

平成 12 年 4 月 1 日実施
日本船舶航空防疫協会
TEL 03-3735-0190

1. 標準料金

総 屯 数		駆除・免除検査
5,000 屯以上	5,000 屯未満	56,000 円
10,000 "	10,000 "	58,000
50,000 "	50,000 "	60,000
		その都度協定

2. 付帯料金

(1) 検疫所申請に必要な収入印紙代は下記の通りです。

	衛生検査料	証明書料
総 屯 数	500 屯まで・・・・・・・・・・	一枚につき 830 円
"	1,000 "・・・・・・・・・・	
"	5,000 "・・・・・・・・・・	
"	10,000 "・・・・・・・・・・	
"	50,000 "・・・・・・・・・・	
"	50,000 屯を超過するとき・・	

(2) 下見打合せ及び検疫官送迎ボート代又は車代は、別途実費を申し受けます。

(3) 証明書取得困難な場合、又は作業に手数を要する場合は、その程度に応じて、別途作業料金を申し受けます。

(4) 殺そ作業を要する場合は別に定める殺そ作業料金表により、作業料を申し受けます。

3. 割増料金

(1) 出張作業については旅費、日当、宿泊代の実費の他、標準料金の 3 割増以上となります。

(2) 休日祭日作業及び土曜日の作業は標準料金の 5 割増以上になります。

(3) 漁業用母船、客船、訓練船等については標準料金の 5 割増以上となります。

備 考：

(1) 小型船舶（漁船）については、別途お見積り申し上げます。

(5) 船艙の虫類駆除作業料金

平成 10 年 4 月 1 日実施
日本船舶航空防疫協会
TEL 03-3735-0190

1 標準料金

一船艙につき (単位 C/M)		標準料金(円)
	2,000 未満	44,000
2,000 以上	3,000 "	48,000
3,000 "	4,000 "	52,000
4,000 "	5,000 "	56,000
5,000 "		別途見積り

<注：本料金表は薬価を含みません>

2. 適用事項

- (1) 上記料金は殺虫剤（有機燐煙）噴霧の料金を示し、他の薬品（ピレスロイド系薬剤、燻煙剤、ガス燻蒸剤等）使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- (2) 一部の船艙の駆除を実施する場合は、最低料金 55,000 円を申し受けます。
- (3) 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

3. 割増料金

- (1) 休日祭日又は半夜作業については、標準料金の 5 割増、徹夜作業については標準料金の 12 割以内の割増となります。
- (2) 出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、標準料金の 2 割ないし 3 割増となります。

備考：

- (1) 上記料金には通船料を含みません。
- (2) 一般艙の作業が 2 日以上にわたるときは、別途お見積り申し上げます。

(6) 居住区のゴキブリ駆除作業料金

1. 標準料金

平成10年4月1日実施
日本船舶航空防疫協会
TEL 03-3735-0190

総 屯 数	標準料金 (円)
3,000 屯未満	85,000
3,000 屯以上	90,000
5,000 "	95,000
7,000 "	105,000
10,000 "	115,000
20,000 "	125,000
50,000 "	その都度協定

<注：本料金表は薬価を含みます>

2. 適用事項

- (1) ゴキブリ以外の害虫(キクイムシ、コクゾウムシ、ナンキンムシ等)駆除については、その程度により、別途お見積り申し上げます。
- (2) 上記料金は殺虫剤(有機燐剤)噴霧の料金を示し、他の薬品(ピレスロイド系薬剤、燻煙剤等)使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- (3) 部分駆除作業は、標準料金の7割以上とします。
- (4) 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

3. 割増料金

- (1) 客船、フェリーボート、漁業用母船、訓練船等については標準料金の7割増以上となります。
- (2) 休日祭日又は半夜作業については、標準料金の3割増、徹夜作業については標準料金の8割増となります。
- (3) 出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、標準料金の2割ないし3割増となります。

備 考：

上記料金には通船料を含みません。

(7) 鼠族駆除作業料金

平成 10 年 4 月 1 日実施
日本船舶航空防疫協会
TEL 03-3735-0190

1. 標準料金

総 屯 数		基本料金(円)	
		初 日	その後 1 日に付
	3,000 屯未満	53,000	26,500
3,000 屯以上	5,000 "	58,000	29,000
5,000 "	10,000 "	64,000	32,000
10,000 "		70,000	35,000

2. 付帯条件および割増料金

- (1) 上記標準料金には、殺鼠薬剤、捕鼠器材費は含みません。
- (2) 出張作業については、旅費、日当、宿泊料等実費の他、標準料金の 2 割ないし 3 割増となります。
- (3) 通船使用の場合は別途実費を申し受けます。

(8) 飲料水等水質検査料金

平成 10 年 4 月 1 日実施
日本船舶航空防疫協会
TEL 03-3735-0190

1. 標準料金

1 検 体……………16,000 円
但し交通費は別途実費を申し受けます。